



訪問介護の報酬引き下げ！ 在宅介護は崩壊寸前 介護人材はいなくなる

今回の改正で危惧された、サービス利用料の2割自己負担の導入、軽度者(要介護1・2)の総合事業への移行、ケアプランの自己負担などの案件は、2027年度の改正まで先送りされ、ほっとしたところですが。

今年度、法改正と同時に行われた4月の報酬改定は、全体で1.59%増でした。介護職員の処遇改善が焦点とされ、特別養護老人ホームなど多くのサービスでは基本報酬が上がりましたが、**なんと訪問介護だけは「身体介護」「生活援助」などで全てで減額となり現場事業者**に大きな衝撃が走り、落胆と共に怒りをもって受け止めました。

ヘルパーの人材不足はとりわけ深刻で、有効求人倍率は1.53倍に達する状況です。若い世代が入らず、多くの60代や70代のベテラン女性ヘルパーが現場を支え、必死に利用者やその家族の在宅生活を支えています。2023年の訪問介護事業者の倒産件数は、調査開始以降で最多を更新(東京商工リサーチ調べ)。この報酬引き下げに

よって倒産の連鎖にならないように願うばかりです。

訪問介護のマイナス改定の大きな根拠は、厚生労働省が行った「介護事業経営実態調査」。訪問介護の利益率は2022年度決算で7.8%と赤字であったので「全体を通して調整した」と厚生労働省は説明しています。

この訪問介護の報酬引き下げについて、早速、私もメンバーである「介護の崩壊をさせない実行委員会」は、厚生労働省に対し「円卓会議」の場を設け、「訪問介護経営実態調査」にたすけあいワイカーズ等の小規模事業者の実態把握ができていないことを問題提起、訪問介護報酬の見直しを要望した。

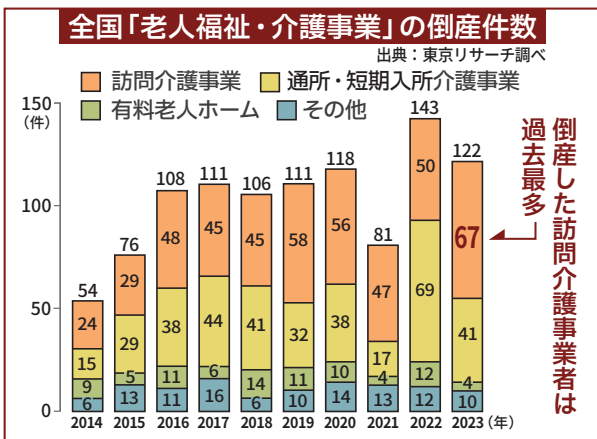
ではなぜ、訪問介護の収支が赤字になるのかといえば、効率的な訪問ができる実態があることが考えられます。ここ数年大きく事業所が増えているサービス付き高齢者向け集合住宅に併設の、訪問介護事業者の利益率が高いのではな

高齢者のお宅を、一軒一軒自転車移動する事業者とは経営状況がまったく違ってきます。

今回、職能団体の全国ホームヘルパー協会が厚生労働省へ抗議文を提出し、「私たちの誇りを傷つけ、更なる人材不足を招くことは明らか。このような改定は断じて許されるものではない」と主張。まさに同感!!

介護保険あってサービス無しは、若い世代の方々にとっても不幸なことです。介護保険制度を自分事として一人ひとりが考えていきましょう!

NPOACT・人とまちづくり理事長 香丸眞理子(ケアマネジャー)



4/5 市民センターにて香丸眞理子さん(右)を講師に 第4回 介護保険制度学習会を開催。イロハのイから身近な事例の解決策まで伺った。

3月東村山市議会 厚生委員会 介護保険料改定議案

9年ぶりの介護保険料値上げとなった。団塊世代が後期高齢を迎える2025年は、介護者不足や介護離職も喫緊の課題。介護される人する人も大切にされる独自の「ケアラー支援条例」の制定が、介護人材を生み出していく上でも必要です。今後、要介護高齢者数増に伴う給付費がさらに伸びることも予想されます。低所得者への保険料率の設定に配慮し、介護保険を支える所得者層にも公平な負担とし、基金を取り崩したことで急激な保険料の増額負担を抑え、中・長期的な視点から持続可能な介護保険制度の安定運営を行うための、やむを得ない改定であると理解し賛成とした。

2024年(令和6年) 特別会計
介護保険では厚生労働省の訪問介護報酬減額の決定を受け、反対とした。